

第6章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

Ⅰ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

本計画においては、「就学前児童の人口や施設の整備状況、利用の実態等を総合的に勘案して定める区域（教育・保育提供区域という。）」を設定して、その区域ごとに、5年間の教育・保育及び子ども・子育て支援法に位置づけられた地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」を定めます。

本市では、原則として市域全体を1区域として「量の見込み」と「確保の内容」を定めますが、放課後児童健全育成事業のみ3つの中学校区を提供区域とします。

なお、この区域の設定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設や事業の利用を制限されるものではありません。

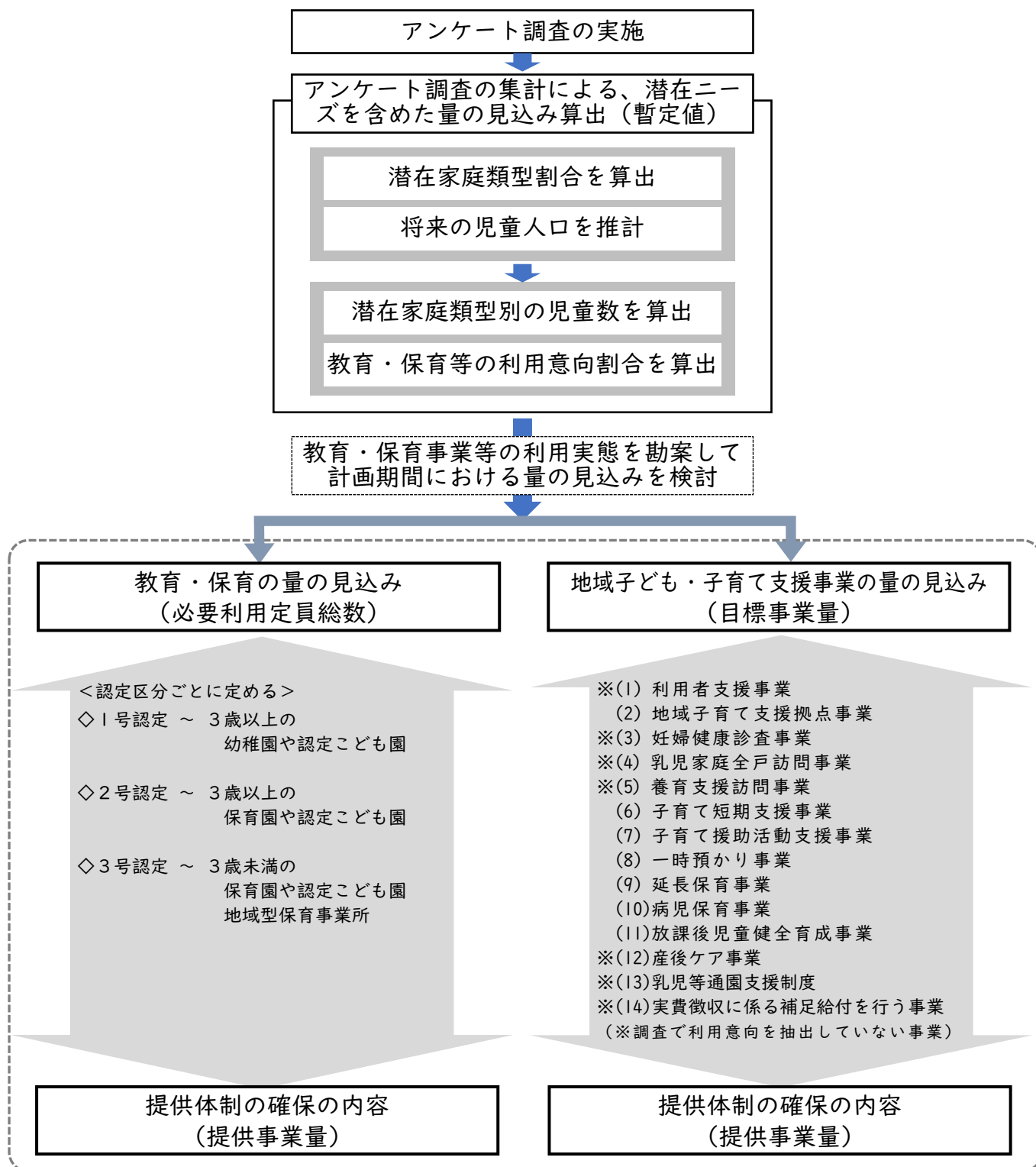
対象施設及び事業名		区域の設定
教育・保育	保育園、幼稚園、認定こども園	市全域
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業	市全域
	(2) 地域子育て支援拠点事業	市全域
	(3) 妊婦健康診査事業	市全域
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	市全域
	(6) 子育て短期支援事業	市全域
	(7) 子育て援助活動支援事業	市全域
	(8) 一時預かり事業	市全域
	(9) 延長保育事業	市全域
	(10) 病児保育事業	市全域
	(11) 放課後児童健全育成事業	中学校区
	(12) 産後ケア事業	市全域
	(13) 乳児等通園支援制度	市全域
	(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域

2 必要利用数の見込みの算出

(1) 算出の手順

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」と「確保の内容」を定めることになっています。

本計画においては、下記の要領で「量の見込み」と「確保の内容」を設定します。



(2) 計画期間中の子ども数の推計

第3期子ども・子育て支援事業計画の計画期間における子どもの人口については、令和2年から令和6年までの毎年4月1日現在の住民基本台帳人口を元に、コーホート変化率法によって下記のとおり推計します。

なお、0歳児人口については、大きく減少した令和5年の影響を排除して推計しています。

(人)

総 数	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
	実績値					推計値				
0 歳	342	359	361	263	303	330	328	324	322	319
1 歳	420	361	371	366	294	321	349	347	343	341
2 歳	409	428	372	366	380	300	327	355	353	349
3 歳	454	410	432	368	362	379	299	326	354	352
4 歳	457	456	414	433	378	366	383	302	330	358
5 歳	483	461	459	413	441	381	369	386	304	333
0～5 歳計	2,565	2,475	2,409	2,209	2,158	2,077	2,055	2,040	2,006	2,052
比率	5.2%	5.0%	4.9%	4.5%	4.4%	4.2%	4.2%	4.2%	4.1%	4.2%
6 歳	468	488	471	451	416	444	384	372	389	305
7 歳	487	473	491	469	451	418	446	385	374	391
8 歳	478	498	476	494	467	454	421	449	388	377
9 歳	519	477	504	472	491	466	454	421	448	388
10 歳	509	521	474	501	471	490	465	453	420	447
11 歳	484	513	526	477	504	474	494	469	456	423
6～11 歳計	2,945	2,970	2,942	2,864	2,800	2,746	2,664	2,549	2,475	2,331
比率	5.9%	6.0%	5.9%	5.8%	5.7%	5.6%	5.4%	5.2%	5.1%	4.8%
全年齢計	49,553	49,530	49,463	49,292	49,177	49,078	48,976	48,850	48,711	48,558

(3) 潜在家庭類型別の子どもの割合の算出

各事業の「量の見込み」については、家庭類型別に子どもの数を出し、家庭類型別の利用意向率を掛け合わせて算出します。これは、例えば、両親ともフルタイムの家庭と、どちらか一方の親が家事専業である家庭とでは、保育その他の事業のニーズも異なり、事業によっては利用対象外となるためです。

家庭類型は、将来の就労希望も含めた「潜在家庭類型」を用いることとし、その区分は下記のとおりです。

家族類型タイプ	父母の有無と就労状況による区分
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（原則月 45 時間以上）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（原則月 45 時間未満）
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム（原則月 45 時間以上）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（原則月 45 時間未満）
タイプF	無職×無職

アンケート調査結果に基づき、子どもの年齢ごとに潜在家庭類型ごとの割合を算出すると下記のとおりとなります。

	就学前 (0～5歳)					小学生 (1～6年)
		0歳	1歳	2歳	3～5歳	
タイプA	6.5% (6.5%)	6.3% (6.1%)	4.6% (4.6%)	8.1% (8.1%)	6.5% (6.5%)	9.6% (9.5%)
タイプB	42.5% (38.3%)	55.6% (52.7%)	50.0% (45.1%)	37.8% (34.2%)	38.2% (33.6%)	35.1% (32.1%)
タイプC	29.7% (30.2%)	20.1% (18.2%)	32.2% (33.3%)	33.8% (33.6%)	30.4% (31.7%)	19.7% (22.4%)
タイプC'	6.4% (6.2%)	2.1% (2.0%)	2.6% (2.0%)	7.4% (6.7%)	8.4% (8.3%)	23.7% (22.0%)
タイプD	14.8% (18.7%)	16.0% (20.9%)	9.9% (14.4%)	12.8% (17.4%)	16.4% (19.7%)	12.0% (13.9%)
タイプE	0.1% (0.1%)	0.0% (0.0%)	0.7% (0.7%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
タイプE'	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
タイプF	0.0% (0.1%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.2%)	0.0% (0.0%)

() 内はアンケート結果に基づく現状家庭タイプの割合

(4) 保育利用率の設定

年齢別の保育利用率について、次のとおり設定します。

① 0歳児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（人）	330	328	324	322	319
利用児童数（人）	149	148	146	145	144
保育利用率	45.2%	45.1%	45.1%	45.0%	45.1%

② 1歳児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（人）	321	349	347	343	341
利用児童数（人）	174	189	188	186	185
保育利用率	54.2%	54.2%	54.2%	54.2%	54.3%

③ 2歳児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（人）	300	327	355	353	349
利用児童数（人）	209	227	247	245	243
保育利用率	69.7%	69.4%	69.6%	69.4%	69.6%

④ 3歳以上児

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（人）	1,126	1,051	1,014	988	1,043
利用児童数（人）	1,109	1,035	999	972	1,027
教育利用	411	383	370	360	380
保育利用	698	652	629	612	647
施設利用率	98.5%	98.5%	98.5%	98.4%	98.5%
教育利用率	36.5%	36.4%	36.5%	36.4%	36.4%
保育利用率	62.0%	62.0%	62.0%	61.9%	62.0%

3 教育・保育の必要利用数の見込みと確保の内容

(1) 1号認定

子どもが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園が提供する教育を希望する場合の認定区分です。主な利用施設は、幼稚園、認定こども園（教育利用）です。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	411	383	370	360	380
1号認定（幼稚園型）	267	249	240	234	247
2号認定（幼稚園希望）	144	134	130	126	133
確保の内容②	674	539	489	489	504
幼稚園	380	245	195	195	195
認定こども園	294	294	294	294	309
②－①	263	156	119	129	124

(参考)

純粋な1号認定①'	267	249	240	234	247
②－①'	407	290	249	255	257

(施設数の想定)

市内の施設数（か所）	8	8	7	7	8
幼稚園	4	4	3	3	3
認定こども園	4	4	4	4	5

【提供体制の確保の内容と実施時期】

現状の各施設の利用定員により、必要利用数の受入が可能となっています。また、家庭の状況からは2号認定を受けることのできる子どものうち、教育利用を希望する子どもについては、1号認定子どもの預かり保育を実施する施設でその提供体制を確保します。

一方で、1号認定子どもの必要利用数は確保の内容に比べて大きく余裕がある状況となっていることから、必要利用数に対して適切な確保の内容となるよう、公立幼稚園及び保育所の統廃合を進めるとともに、令和8年度から段階的に定員の削減を行います。

一方で、子育て世帯の就労状況の変化や就学前教育・保育ニーズを踏まえ、認定こども園の整備の検討を行います。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもに対する教育の提供にあたっては、施設側の受入機能を把握しながら、必要な調整を行います。また、特別な支援が必要な子どもが教育を利用する際には、関係機関との連携を密に行い、個別の事情に配慮した支援を行います。

(2) 2号認定

子どもが満3歳以上で、就労等によって保護者が日中の保育をできない場合の認定区分です。主な利用施設は、保育所、認定こども園（保育利用）ですが、一時預かり事業（預かり保育）を実施する幼稚園の利用も想定します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	698	652	629	612	647
確保の内容②	939	939	939	939	999
保育所	642	642	642	642	642
認定こども園	297	297	297	297	357
②－①	241	287	310	327	352

（参考）

必要利用数の見込み①'＝①＋③	842	786	759	738	780
2号認定（幼稚園希望）③	144	134	130	126	133
②－①'	97	153	180	201	219

（施設数の想定）

市内の施設数（か所）	15	15	15	15	16
保育所	11	11	11	11	11
認定こども園	4	4	4	4	5

【提供体制の確保の内容と実施時期】

現状の各施設の利用定員により、必要利用数の受入が可能となっており、必要利用数は、確保の内容に比べて余裕がある状況となっています。また、家庭の状況からは2号認定を受けることのできる子どものうち、教育利用を希望する子どもが幼稚園から保育所等へ移行する場合についても、受入が可能と考えられます。

このような状況を踏まえ、必要利用数に対して適切な確保の内容となるよう、公立幼稚園及び保育所の統廃合を進めるとともに、認定こども園の整備の検討を行います。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもに対する保育の提供にあたっては、施設側の受入機能を把握しながら、必要な調整を行います。また、特別な支援が必要な子どもが保育を利用する際には、関係機関との連携を密に行い、個別の事情に配慮した支援を行います。

(3) 3号認定

子どもが3歳未満で、就労等によって保護者が日中の保育をできない場合の認定区分です。主な利用施設は、保育所、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業です。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

① 0歳児

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	149	148	146	145	144
確保の内容②	87	87	87	87	144
特定教育・保育施設	77	77	77	77	123
保育所	47	47	47	47	75
認定こども園	30	30	30	30	48
家庭的保育事業(小規模保育)	6	6	6	6	12
認可外保育施設	4	4	4	4	9
②－①	△62	△61	△59	△58	0

② 1歳児

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	174	189	188	186	185
確保の内容②	176	176	176	176	220
特定教育・保育施設	157	157	157	157	191
保育所	112	112	112	112	119
認定こども園	45	45	45	45	72
家庭的保育事業(小規模保育)	11	11	11	11	17
認可外保育施設	8	8	8	8	12
②－①	2	△13	△12	△10	35

③ 2歳児

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	209	227	247	245	243
確保の内容②	247	247	247	247	278
特定教育・保育施設	219	219	219	219	244
保育所	152	152	152	152	152
認定こども園	67	67	67	67	92
家庭的保育事業(小規模保育)	13	13	13	13	19
認可外保育施設	15	15	15	15	15
②－①	38	20	0	2	35

(再掲) 0～2歳児計

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	532	564	581	576	572
確保の内容②	510	510	510	510	642
特定教育・保育施設	453	453	453	453	558
保育所	311	311	311	311	346
認定こども園	142	142	142	142	212
家庭的保育事業(小規模保育)	30	30	30	30	48
認可外保育施設	27	27	27	27	36
②－①	△22	△54	△71	△66	70

(施設数の想定)

市内の施設数(か所)	19	19	19	19	21
特定教育・保育施設	15	15	15	15	16
保育所	11	11	11	11	11
認定こども園	4	4	4	4	5
家庭的保育事業(小規模保育)	2	2	2	2	3
認可外保育施設	2	2	2	2	2

【提供体制の確保の内容と実施時期】

現状の各施設の利用定員により、0歳児及び1歳児については、必要利用数の見込みに対し、確保の内容が不足する状況となっています。2歳児については、現状の各施設の利用状況により、必要利用数の受入が可能となっています。

こうした状況を踏まえ、低年齢児の受入に必要な規模の拡大ができるよう、保育士の確保による既存施設の活用や認定こども園の整備を検討する等により必要利用数の確保を行います。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の提供にあたっては、施設側の受入機能を把握しながら、必要な調整を行います。また、特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、関係機関との連携を密に行い、個別の事情に配慮した支援を行います。

4 地域子ども・子育て支援事業の必要利用数の見込みと確保の内容

(1) 利用者支援事業

① こども家庭センター

未就学の子どもと保護者を対象に、特定教育・保育施設、地域型保育事業での教育・保育や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業から必要な事業を適切に選択し、円滑に利用できるようサポートします。あわせて、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	1	1	1	1	1
確保の内容②	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【対象年齢】

未就学の子どもと保護者

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

未就学児を抱える子育て世帯が様々なサービスの提供を受ける際には、市の総合保健福祉センターの窓口に行行政機能が集約されるとともに、地域子育て支援センターが設置され、子育て世帯の求める相談や支援の機能が整っていることから、これを利用者支援の拠点として算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 既存の利用者支援事業を継続して行います。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

② 妊婦等包括相談支援事業

妊婦に対する支援給付とあわせ、妊婦やその配偶者等に対して、面談等により情報提供、相談等の伴走型の相談支援を実施します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	990	984	972	966	957
確保の内容②	990	984	972	966	957
②－①	0	0	0	0	0

(参考)

0歳児の人数	330	328	324	322	319
--------	-----	-----	-----	-----	-----

【対象年齢】

妊産婦及びその配偶者等

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』により算出した値を基本に、本市の0歳児人口の推計を踏まえ算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 妊娠期から出産・子育て期まで身近な場所で相談に応じ、切れ目なく子育てをサポートする伴走型の相談支援を行います。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人回／月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	1,621	1,712	1,749	1,736	1,720
確保の内容②	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
②－①	379	288	251	264	280
施設数	5	5	5	5	5

【対象年齢】

乳幼児及びその保護者

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 既存の地域子育て支援拠点での支援を行います。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

(3) 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠・出産期を保つため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②身体計測及び尿・血液等の検査、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の異常を早期に発見し、適時、必要に応じた処置及び経過観察につなげます。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	5,320	5,248	5,184	5,152	5,104
妊婦健診	4,620	4,592	4,536	4,508	4,466
産婦健診	660	656	648	644	638
確保の内容②	5,320	5,248	5,184	5,152	5,104
妊婦健診	4,620	4,592	4,536	4,508	4,466
産婦健診	660	656	648	644	638
②－①	0	0	0	0	0

(参考)

0歳児の人数	330	328	324	322	319
--------	-----	-----	-----	-----	-----

【対象年齢】

妊娠期にある女性及び、産後概ね1か月までの女性

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

妊婦健診 厚生労働省母子保健課長通知による適切な妊婦健診の回数の14回と、本市の0歳児人口の推計を踏まえ算出しています。

産婦健診 本市の0歳児人口の推計を踏まえ算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 これまで同様、すべての対象者への受診費用の助成を行うとともに、適切な受診ができるよう周知に努めます。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や親子の心身の状況及び養育環境等の把握を行い、必要に応じ支援につなげます。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	330	328	324	322	319
確保の内容②	330	328	324	322	319
②－①	0	0	0	0	0

(参考)

0歳児の人数	330	328	324	322	319
--------	-----	-----	-----	-----	-----

【対象年齢】

概ね生後4か月までの0歳児と保護者

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

地域に見守られ、すべての乳児を持つ家庭が安心して育児をすることができるよう、訪問率100%を目指し、本市の0歳児人口の推計を踏まえ算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 これまで同様、全対象世帯への訪問を実施します。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

① 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	70	70	70	70	70
確保の内容②	70	70	70	70	70
②－①	0	0	0	0	0

【対象年齢】

食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭の児童(18歳未満)

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 これまで同様、全対象世帯への訪問を実施します。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

②子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が
いる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するととも
に、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整えます。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	336	336	336	336	336
確保の内容②	84	84	168	252	336
②－①	△252	△252	△168	△84	0

【対象年齢】

食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童及び保護者

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

本市の要支援児童数等を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 受け入れ可能な事業者(委託先)を確保し、事業を開始します。

令和8年度以降 利用者の状況を踏まえつつ、委託先の充実を検討します。

③ 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状態等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	24	24	24	24	24
確保の内容②	0	0	0	24	24
②－①	△24	△24	△24	0	0

【対象年齢】

親子の関係性や子どもとのかかわり方等に不安を抱えている18歳未満の子供を養育する保護者

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

本市の要支援児童数等を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和10年度からの事業実施に向けて、事業実施の手法と事業者(委託先)の確保等について検討します。

④ 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	33	33	33	33	33
確保の内容②	0	0	33	33	33
②－①	△33	△33	0	0	0

【対象年齢】

食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童及び保護者。

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

本市の要支援児童数等を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和9年度からの事業実施に向けて、事業の実施形態・手法と事業者(委託先)の確保について検討します。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において、一時的に養育または必要な保護を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	55	54	54	53	54
確保の内容②	55	54	54	53	54
②－①	0	0	0	0	0
施設数	9	9	9	9	9
小規模児童養護施設（市内）	1	1	1	1	1
委託施設数（市外）	8	8	8	8	8

【対象年齢】

18歳未満の子ども及び保護者等

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

本市の要支援児童数等を参考に算出しています

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 市外の児童養護施設8か所への委託により、受け入れ態勢を確保します。

令和8年度以降 利用者の状況を踏まえつつ、委託先の充実を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

幼児や小学生等を持つ子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する会員と、当該援助を行うことを希望する会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	1,293	1,265	1,230	1,201	1,175
確保の内容②	1,293	1,265	1,230	1,201	1,175
②－①	0	0	0	0	0

（参考）

援助会員	103	106	108	111	114
利用会員	292	300	307	314	329

【対象年齢】

概ね6か月から小学校6年生まで

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 対象数が増加しても対応できるよう、援助会員の増加に努めます。
令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

① 幼稚園型

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	12,675	11,831	11,414	11,122	11,741
確保の内容②	15,840	15,840	15,840	15,840	15,840
②－①	3,165	4,009	4,426	4,718	4,099

(参考)

実施施設数(か所)	3	3	3	3	3
認定こども園	3	3	3	3	3

【対象年齢】

3歳から5歳の子ども

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 現在の提供体制により確保を図ります。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

② 保育所等での一時預かり（①以外）

【必要利用数の見込みと確保の内容】

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	1,135	1,136	1,134	1,117	1,136
確保の内容②	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240
②－①	2,105	2,104	2,106	2,123	2,104

（参考）

実施施設数（か所）	2	2	2	2	2
保育所	2	2	2	2	2
その他の施設	0	0	0	0	0

【対象年齢】

3歳から5歳の子ども

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 現在の提供体制により確保を図ります。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	114	113	112	110	113
確保の内容②	91	91	91	91	117
②－①	△23	△22	△21	△19	4

（参考）

実施施設数（か所）	7	7	7	7	9
保育所	4	4	4	4	5
認定こども園	2	2	2	2	3
小規模保育所	1	1	1	1	1

【対象年齢】

0歳から5歳の子ども

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度から令和10年度 現在の提供体制により確保を図ります。

令和11年度 保育所、認定こども園の提供体制を1か所増やして実施します。

(10) 病児保育事業

病児について、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて、保育士・看護師等が一時的に保育等を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	571	565	561	551	564
確保の内容②	580	580	580	580	580
病児・病後児保育事業	480	480	480	480	480
ファミリー・サポート・センター	100	100	100	100	100
②－①	9	15	19	29	16

【対象年齢】

0歳から5歳の子ども

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 保育所1箇所提供体制を確保します。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

(II) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に、小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

① 亀山中学校区

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	297	286	272	260	237
1年生	92	82	75	75	60
2年生	66	76	67	62	62
3年生	58	50	58	51	47
4年生	45	41	36	41	36
5年生	20	21	19	16	19
6年生	16	16	17	15	13
確保の内容②	340	340	340	340	340
②－①	43	54	68	80	103

② 中部中学校区

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	378	358	335	334	312
1年生	103	88	83	96	74
2年生	85	83	70	67	78
3年生	57	57	55	47	45
4年生	56	56	56	54	46
5年生	49	45	45	44	44
6年生	28	29	26	26	25
確保の内容②	451	451	451	451	451
②－①	73	93	116	117	139

③ 関中学校区

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	101	101	101	96	90
1年生	24	21	25	20	17
2年生	18	21	18	22	18
3年生	17	15	17	15	17
4年生	16	16	14	15	13
5年生	17	16	16	13	15
6年生	9	12	11	11	10
確保の内容②	104	104	104	104	104
②－①	3	3	3	8	14

(再掲) 全中学校区計

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	776	743	707	693	641
1年生	219	190	184	192	151
2年生	169	180	155	151	158
3年生	132	122	130	113	109
4年生	116	113	105	111	96
5年生	86	81	79	73	78
6年生	54	57	54	52	48
確保の内容②	895	895	895	895	895
②－①	119	150	187	205	256

施設数（支援の単位：か所）	24	24	24	24	24
亀山中学校区	9	9	9	9	9
中部中学校区	12	12	12	12	12
関中学校区	3	3	3	3	3

【対象年齢】

小学生

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』によって算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 現在の提供体制により確保します。

令和8年度以降 必要利用数の動向に注意しながら必要な提供体制の確保に努めます。

(12) 産後ケア事業

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み①	70	70	70	70	70
確保の内容②	70	70	70	70	70
②－①	0	0	0	0	0

(参考)

0歳児の人数	330	328	324	322	319
--------	-----	-----	-----	-----	-----

【対象年齢】

産後1年未満の産婦

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 これまで同様、産後ケアを必要とする全ての母親を対象に助産師が家庭訪問を行い、心身のケアや相談、育児のサポート等を行います。

令和8年度以降 令和7年度の体制で継続して実施します。

(13) 乳児等通園支援事業

保育所等に入所していない3歳未満の子どもに対し、保育所等において適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通して養育環境などを把握し、子育てについての情報提供、助言などを行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：／月、人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用数の見込み(必要定員)①	10	10	11	10	10
確保の内容②	0	8	8	8	10
②－①	△10	△2	△3	△2	0

【対象年齢】

満3歳未満の子ども

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和7年度 事業実施に必要な制度設計等を行います。

令和8年度以降 提供体制の確保に努めます。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

次の実費徴収額に対し、その一部を補助することによって、円滑な就学前教育・保育等や子ども・子育て支援事業等の利用を促し、すべての子どもの健やかな成長を支援することを目的として実施します。

- ① 低所得で生計が困難である保護者の子どもが特定教育・保育等の提供を受けた場合において、日用品、文房具等その他の必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等にかかる実費徴収額
- ② 特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園において、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める基準に該当する保護者が支払うべき食事の提供（副食費に限る）にかかる実費徴収額

【対象年齢】

- ① 0歳から5歳
- ② 満3歳以上

【提供体制の確保の内容と実施時期】

実費徴収に係る補足給付を行う事業には、所得要件が設定されており、該当するすべての保護者に給付することから、量の見込み、確保の方策は設定しないこととします。